

あなたから 未来のあなたへ 贈り物

国民年金

国民年金に必ず加入しなければならない方は、
日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方たちです。

第1号被保険者 となる人

20歳以上60歳未満の自営業、
農林漁業者、学生、第2号被保険
者の配偶者で収入があるため扶
養になっていない人



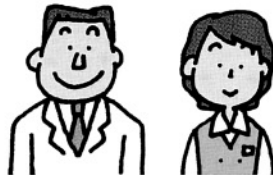
市民生活課国保年金班で
加入手続きを行います。

国民年金保険料は自分で納めます。

- 定額保険料(平成19年度)
1ヵ月 14,100円
- 付加保険料(希望する人)
1ヵ月 400円

第2号被保険者 となる人

厚生年金の被保険者・共済組合の
組合員本人

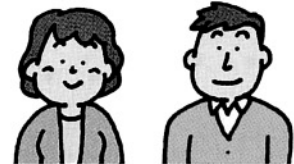


勤務先が加入手続きをします。

厚生年金・共済組合の保険料を納
めます。
国民年金保険料もこの中に含ま
れます。

第3号被保険者 となる人

厚生年金や共済組合に加入して
いる第2号被保険者に扶養され
ている20歳以上60歳未満の妻(夫)



配偶者の勤務先が加入手続きを
行います。

配偶者の加入している厚生年金・
共済組合が制度全体として負担
するしくみになっています。

任意加入被保険者 希望して加入することができる人

市民生活課国保年金班で加入手
続きを行います。

- 日本国内に住所のある60歳
以上65歳未満の人(老齢基礎
年金を受けていない人)
- 20歳以上65歳未満で海外
にお住まいの日本人
- 65歳時点で、老齢基礎年金の
受給資格が不足する人は、70
歳未満までの間で老齢基礎年
金の受給要件に達するまで希
望すれば加入できます(ただし、
昭和40年4月1日以前生まれ
の方に限ります)

年金手帳… 生涯のパートナーです

国民年金や厚生年金に加入
すると年金手帳(基礎年金番
号)が交付されます。
「年金手帳」は、年金に関する
手続きの時や、就職した時に
必ず提出を求められますので
大切に保管してください。



年金手帳

社会保険庁